

**年末年始のゴミ搬入
休業日について**

12月31日(金)～1月5日(水)までは、直接搬入の受入を休業させていただきます。(12月30日(木)の受け入れは通常通り8時40分～16時45分まで行います。)
※年末の直接搬入は大変混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越し下さい。
※日高町A地区・B地区は、1月4日、資源ごみAの収集日です。

**自動車検査証の住所表示の
変更手続きについて**

①市町村合併に伴う住所変更が反映されていない自動車検査証につきましては、新住所と見なされる措置がとられておりますので、特に手続きをされなくても問題ありません。
②合併後の新住所への変更をご希望される場合には、室蘭運輸支局の自動車検査登録窓口において、備え付けの専用シートや依頼書に記入いただき、自動車検査証を添えてお申し出頂くなどの方法により、新住所の自動車検査証を交付させていただきます。おります。(手数料は不要です。)
③市町村合併後に継続検査を行う場合につきましては、自動車検査証に加えて、継続検査申請書に②の専用シートや依頼書を添えてお申し出頂くか、或いは継続検査申請書の住所欄に「赤字で新住所を記載する」な

どの方法でも、新住所の自動車検査証を交付させていただきます。
④お申し出につきましては、室蘭運輸支局登録担当又は検査整備保安担当窓口で対応いたします。

⑤混雑時につきましては、交付までにお時間を頂く場合がございますので、あらかじめご了承ください。
(件数が大量にある場合等はご協力をお願いいたします。)

⑥市町村合併とは関係のない手続き(住所表示の変更や土地区画整理による変更)は、通常の手続きとなりますのでご承知願います。
▼お問い合わせ先
室蘭運輸支局
登録担当、検査整備保安担当

**緊急通報は110番
相談電話は#9110**

110番は、事件・事故などが発生した場合に、警察への緊急通報をするための電話です。
電話に出た警察官の質問に、あわてず落ち着いて答えて下さい。
携帯電話で110番する場合、移動している電話番号がとぎれることがあります。
また、運転しながらの通報では違反となります。必ず、安全な場所に停止して通報して下さい。
急を要しない相談や照会などは、相談電話#9110又は最寄りの警察署、交番・駐在所へお問合わせ下さい。

あひる親子スキー教室

4～6級ジュニアバッジテストに挑戦!

▼と き 平成23年1月15日(土) 10:00～12:00
16日(日) 10:00～12:00
22日(土) 9:30～11:00
(ジュニアバッジテスト)

※3級以上の受検は別途検定料が必要です。

▼ところ 日高国際スキー場やまびこハウス(無料休憩所)前集合

▼対象 初心者・初級者(親子で参加できます)

▼受講料 500円(最終日に申し受けます。)

☆リフト券及び傷害保険等は各自で用意・加入願います。

▼講師 日高町スキー協会会員

▼内容 レベルに合わせて指導します。(保護者の方のご協力大歓迎です!)

▼申し込み 平成23年1月13日(木)までに、下記までお申し込みください。

【参加者の氏名・生年月日・保護者氏名及び電話番号】

事務局 今 秀記 自宅01457⑥3128 職場01457⑥2008

◆◆◆◆◆ スキーの集い ◆◆◆◆◆

最終日は、ジュニアバッジテスト終了後、ゲームで楽しみましょう!
スキー協会女性陣による特製豚汁もご用意します。

主催 日高町スキー協会 / 後援 日高町体育協会



**知ってますか？
道の「苦情審査委員制度」**

- 道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員制度」です。
 - 皆さんに代わって、「苦情審査委員」が中立的な立場で道の機関に対し、必要な調査を行います。
 - 審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。
 - 審査結果までは、およそ2ヶ月です。
 - もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。
 - ①苦情の窓口は、道庁の「行政相談センター」か各総合振興局（振興局）の「道政相談室」。
 - ②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。
 - ③ホームページからでも申立書をダウンロードできます。道トップページの相談窓口↓道政一般からどうぞ。
 - ④申立方法は、「苦情申立書」に苦情等を記載し、郵送、ファックス、メールで。
- ▼お問い合わせ先
- ・北海道総合政策部
 - ・知事室道政相談センター
 - 〒06018588
 - 札幌市中央区北3条西6丁目
 - 電話 011120415022

働いている調理師の皆様へ

調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに、12月31日現在の調理事業場所等を届け出なければならぬと定められており、今年には届出の必要な年となっています。

届出が必要な調理師の方とは、次の施設、店舗で調理の業務に従事している調理師の方です。

- ・寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多人数に飲食物を調理して供与している施設
- ・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

届出は、あなたが働いている地域を担当区域としている社団法人北海道全調理師会新ひだか支部（平取本町41番1号 いこい食堂 電話014571212448）に平成23年1月15日までに届けてください。

届出用紙は、社団法人北海道全調理師会新ひだか支部及び静内保健所に備えてあります。

▼お問い合わせ先

- ・北海道調理師会
- 電話011151111351
- ・北海道調理師会新ひだか支部
- 電話014571212448
- ・静内保健所健康推進課保険予防係
- 電話014614210251

**農業委員会委員選挙人名簿の
登載申請を忘れずに**

日高町に住所を有し、平成23年3月31日現在で満20歳以上の方（平成3年4月1日以前に生まれた方）で、次の①から③のいずれかの要件に該当する方は、平成23年1月1日現在で記載した『農業委員会委員選挙人名簿登載申請書』を平成23年1月10日までに日高町農業委員会、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所又は日高総合支所施設農林課に提出願います。

《登録資格要件》

- ① 30アール以上の農地について耕作の業務を営む方
- ② ①の同居親族又はその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方
- ③ 30アール以上の農地で耕作を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主であって、年間おおむね60日以上耕作に従事する方

なお、詳しくは日高町選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。
(電話 01456-2-5131)